

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八 一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則八 一二 一六

人事院規則八 一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八 一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（任期を定めた任命） 第四十二条（略）</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる官職について</p>	<p>（任期を定めた任命） 第四十二条（略）</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる官職について</p>

は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間を超えない範囲内の任期で職員を採用することができる。ただし、第二号に掲げる官職への採用について任期を定める場合には、人事院が定める基準に従わなければならない。

一 (略)

二 特別の計画に基づき実施される研究事業に係る五年以内に終了する予定の科学技術に関する高度の専門的知識、技術等を必要とする研究業務であつて、当該研究事業の能率的運営に特に必要であると認められるものに従事することを職務内容とする官職のうち、昇任、降任、転任及び配置換（以下「昇任等」と

は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間を超えない範囲内の任期で職員を採用することができる。ただし、第二号に掲げる官職への採用について任期を定める場合には、人事院が定める基準に従わなければならない。

一 (略)

二 特別の計画に基づき実施される研究事業に係る五年以内に終了する予定の科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高度の専門的知識、技術等を必要とする研究業務であつて、当該研究事業の能率的運営に特に必要であると認められるものに従事することを職務内容とする官職のうち、昇任、降任

<p>いう。)の方法により補充することが困難である官職 当該業務が終了するまでの期間</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>、転任及び配置換(以下「昇任等」という。)の方法により補充することが困難である官職 当該業務が終了するまでの期間</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。